令和元年８月２７日開催

新庄市農業委員会第２７回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和元年８月）議事録

１．開催日時　　令和元年８月２７日（火）午前１０時００分

２．開催場所　　新庄農業基盤管理センター

３．出席委員（１９名）

１番　浅沼　玲子	２番　今田　則雄
３番　丹　　茂	４番　星川　吉和
５番　海藤　芳正	６番　笹　　行也
７番　鶴巻　浩美	８番　間　　真一
９番　須田　雄二	１０番　髙橋　敏行
１１番　齋藤　謙二	１２番　清水　哲夫
１３番　佐藤　啓右	１４番　下山　秀一
１５番　星川　豊	１６番　三原　康志
１７番　佐藤　喜代志	１８番　指村　貞芳
１９番　森　　良一	

４．欠席した委員（０名）

５．議事日程

日程第　１　議事録署名委員及び会議書記指名
日程第　２　議案第　１０６　号　農地法第３条の規定による許可申請について
日程第　３　議案第　１０７　号　農地法第５条の規定による許可申請について
日程第　４　議案第　１０８　号　非農地証明願について
日程第　５　報告第　８０　号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について
日程第　６　報告第　８１　号　農地法第１８条第６項の規定による通知について
日程第　７　報告第　８２　号　農業振興地域整備計画の変更について
日程第　８　報告第　８３　号　地目変更登記に係る法務局からの照会について

６．出席した事務局職員

局　　長	津藤　隆浩	主　　査	早坂　和弥
主　　任	三宅　大輔	主　　事	長南　友紀

７．総会議長

浅沼　玲子

８．会議の概要

○議長

ただいまより、令和元年度新庄市農業委員会第２７回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席方の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は１９名です。欠席通告者はありません。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会法第２７条第３項の規定により、本第２７回総会が成立していることをご宣告申し上げます。

それでは会長に議長をお願いいたします。

○議長

それでは議事に入ります。まず日程第１、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

＜異議なしというものあり＞

○議長
　ご異議ないようですので、議事録署名委員に６番笹行也委員と７番鶴巻浩美委員の両名にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の三宅大輔君と長南友紀君を指名いたします。以上で日程第１を終わります。
　次に日程第２、議案第１０６号農地法第３条の規定による許可申請についてを上程します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局
　議案第１０６号農地法第３条の規定による許可申請につきまして、稲舟地区１件、萩野地区１件の合計２件ございます。議案書に基づきご提案いたします。
　（議案書を朗読し、申請内容を説明。）
　なお、農地法第３条第２項各号の審査基準には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長
　ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、稲舟地区１番について調査報告をお願いします。

○８番
　議案第１０６号農地法第３条の規定による許可申請につきまして、稲舟１番につきまして、８月１８日に確認いたしました。経営移譲年金受給の為の同一世帯、親子関係でございます。再設定でございます。問題ないと思いますので宜しくお願いします。

○議長
　それでは、次に萩野地区１番について調査報告をお願いします。

○３番
　萩野１番、８月１８日に確認調査いたしました。経営移譲年金受給の為の同一世帯、親子間の使用貸借の設定でありますので、再設定でありますので問題ないと考えます。宜しくお願いします。

○議長
　はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

　　＜質疑なしというものあり＞

○議長
　質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第１０６号農地法第３条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜異議なしというものあり＞

○議長
　はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第１０６号農地法第３条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長
　次に日程第３、議案第１０７号農地法第５条の規定による許可申請についてを上程します。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局
　議案第１０７号農地法第５条の規定による許可申請につきまして、新庄地区１件、議案書に基づきご提案いたします。
　（議案書を朗読し、申請内容を説明）
　ご審議の程どうぞよろしくお願いいたします。

○議長
　ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について調査報告をお願いします。それでは新庄地区１番について調査報告をお願いします。

○１６番
　議案第１０７号農地法第５条の規定による許可申請について、新庄地区１番。８月１９日に現地調査確認しました。前回４月に農業振興地域整備計画を変更した事で、今回は５条の転用という事で問題無いと思いますので、宜しくお願いします。

○議長
　はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

＜質疑なしというものあり＞

○議長
　質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第１０７号農地法第５条の規定による許可申請については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

＜異議なしというものあり＞

○議長
　はい、異議なしと認めます。よって、議案第１０７号農地法第５条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長
　次に日程第４、議案第１０８号非農地証明願についてを上程します。
　ここで、三原康志委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法第３１条の規定により、退席いたします。暫時休憩いたします。

＜「三原康志委員」退席＞

○議長
　休憩を解いて再開いたします。
　それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局
　議案第１０８号非農地証明願について、新庄地区２５件と萩野地区６件の計３１件を議案書に基づきご提案申し上げます。
　（議案書を朗読し、申請内容を説明）
　ご審議の程どうぞよろしくお願いいたします。

○議長
　はい。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果についてご報告をお願いします。それでは新庄地区１番について調査報告をお願いします。

○１０番
　議案第１０８号非農地証明願について、新庄１番。７月２４日に調査いたしました。ただいまの事務局説明に間違いありませんので、宜しくお願いします。

○議長
　それでは、新庄地区２番について調査報告をお願いします。

○１０番
　新庄２番。これも７月２４日に調査いたしました。これも事務局の説明に間違いありませんので、宜しくお願いいたします。

○議長
　それでは、次に新庄地区３番について調査報告をお願いします。

○１０番
　これも７月２４日に調査いたしました。ただいまの事務局の説明に間違いありませんので、宜しくお願いいたします。

○議長
　それでは、新庄地区４番について調査報告をお願いします。

○１０番
　これも７月２４日に調査いたしました。事務局の説明に間違いありませんので、宜しくお願いいたします。

○議長
　それでは、新庄地区５番について調査報告をお願いします。

○１０番
　これも７月２４日に調査いたしました。事務局の説明に間違いありませんので、宜しくお願いいたします。

○議長
　それでは、次に新庄地区６番について調査報告をお願いします。

○１０番
　６番も７月２４日に調査いたしました。事務局の説明に間違いありませんので、宜しくお願いいたします。

○議長
　それでは、新庄地区７番について調査報告をお願いします。

○１０番
　これも７月２４日に調査いたしました。事務局の説明に間違いありませんので、宜しくお願いいたします。

○議長
　それでは、新庄地区８番について調査報告をお願いします。

○６番
　新庄地区８番につきまして、８月１８日に調査いたしました。事由は詳細のとおりであり、問題無いと判断いたしましたので宜しくお願いいたします。

○議長
　それでは、新庄地区９番について調査報告をお願いします。

○６番
　新庄地区９番につきまして、８月１８日に調査いたしました。事由は詳細のとおりであり、問題無いと判断いたしましたので宜しくお願いいたします。

○議長
　それでは、新庄地区１０番について調査報告をお願いします。

○１３番
　８月１８日に調査しました。事務局の説明の通りでありましたので宜しくお願いします。

○議長
　それでは、次に新庄地区１１番について調査報告をお願いします。

○１３番
　新庄地区１１番について、８月１８日に確認しました。事務局説明の通りであり、間違いありませんので宜しくお願いします。

○議長
　それでは、新庄地区１２番について調査報告をお願いします。

○１３番
　新庄地区１２番について、８月１８日に調査確認しました。事務局説明の通りであり、問題ありませんので宜しくお願いします。

○議長
　それでは、新庄地区１３番について調査報告をお願いします。

○２番
　新庄地区１３番について報告します。１９日調査しました。事務局説明通りであり、また周辺部は山林でありまして、問題ありませんので宜しくお願いします。

○議長
　それでは、次に新庄地区１４番について調査報告をお願いします。

○２番
　これも１９日調査しました。事務局の説明通りであり、１３番同様まわりは山林でありまして、問題ありませんので宜しくお願いします。

○議長
　それでは、新庄地区１５番について調査報告をお願いします。

○２番
　新庄地区１５番について、１９日に確認しました。これも同様でまわりは山林でありまして、問題ありませんので宜しくお願いします。

○議長
　それでは、新庄地区１６番について調査報告をお願いします。

○６番
　新庄地区１６番につきまして、８月１８日に調査いたしました。事由は詳細のとおりであり、問題無いと判断いたしましたので宜しくお願いいたします。

○議長
　それでは、次に新庄地区１７番について調査報告をお願いします。

○６番
　新庄地区１７番につきまして、８月１８日に調査いたしました。こちらも事由は詳細のとおりであり、問題無いと判断いたしましたので宜しくお願いいたします。

○議長
　それでは、１８番について調査報告をお願いいたします。

○６番
　新庄地区１８番につきまして、８月１８日に調査いたしました。こちらも事由は詳細のとおりであり、問題無いと判断いたしましたので宜しくお願いいたします。

○議長
　それでは、新庄地区１９番について調査報告をお願いします。

○１０番
　新庄１９番。８月１８日に調査いたしました。事務局の説明に間違いありませんので、宜しくお願いいたします。

○議長
　それでは、新庄地区２０番について調査報告をお願いします。

○１０番
　新庄２０番。これも８月１８日に調査いたしました。事務局の説明に間違いありませんので、宜しくお願いします。

○議長
　それでは、新庄地区２１番について調査報告をお願いします。

○１０番
　新庄２１番。８月１８日に調査いたしました。これも事務局の説明に間違いありませんので、宜しくお願いいたします。

○議長
　それでは、次に新庄地区２２番について調査報告をお願いします。

○６番
　新庄地区２２番につきまして、８月１８日に調査いたしました。事由は詳細のとおりであり、問題無いと判断いたしましたので宜しくお願いいたします。

○議長
　それでは、新庄地区２３番について調査報告をお願いします。

○６番
　新庄地区２３番につきまして、８月１８日に調査いたしました。こちらも事由は詳細のとおりであり、問題無いと判断いたしましたので宜しくお願いいたします。

○議長
　それでは、新庄地区２４番について調査報告をお願いします。

○６番
　新庄地区２４番につきまして、８月１８日に調査いたしました。こちらも事由は詳細のとおりであり、問題無いと判断いたしましたので宜しくお願いいたします。

○議長
　それでは、新庄地区２５番について調査報告をお願いします。

○６番
　新庄地区２５番につきまして、８月１８日に調査いたしました。こちらも事由は詳細のとおりであり、問題無いと判断いたしましたので宜しくお願いいたします。

○議長
　それでは、萩野地区１番について調査報告をお願いします。

○４番
　８月１８日に調査確認しました。事務局の説明どおりで間違いありませんでしたので、宜しくお願いします。

○議長
　それでは、萩野地区２番について調査報告をお願いします。

○４番
　８月１８日に本人と会い調査確認しました。事務局の説明どおり、間違いありませんでしたので、宜しくお願いします。

○議長
　それでは、萩野地区３番について調査報告をお願いします。

○４番
　８月１８日に調査確認しました。事務局の説明どおり、問題ありませんでした。間違い無いと思いますので宜しくお願いします。

○議長
　それでは、次に萩野地区４番について調査報告をお願いします。

○４番
　８月１８日に調査確認しました。事務局の説明どおり、間違いありませんでしたので宜しくお願いします。

○議長
　それでは、次に萩野地区５番について調査報告をお願いします。

○４番
　これも８月１８日に本人と会い調査確認しました。事務局の説明どおり、間違い無く問題ありませんでしたので宜しくお願いします。

○議長
　それでは、萩野地区６番について調査報告をお願いします。

○３番
　８月１８日に確認調査いたしました。この土地は泉田の八幡神社の裏手にありまして、境内の周りは山林になっておりまして、その中の一部になっております。現況を見ますと非農地で問題無いと考えます。宜しくお願いします。

○議長
　はい、どうもご苦労様でした。それではこれより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

＜質疑なしというものあり＞

○議長
　ないようですので、それでは、お諮りいたします。議案第１０８号非農地証明願については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜異議なしというものあり＞

○議長
　はい、異議なしと認めます。よって、議案第１０８号非農地証明願については、原案のとおり可決決定されました。ここで、退席委員の入場を認めます。暫時休憩します。

＜「三原康志委員」着席＞

○議長
　休憩を解いて再開します。

○議長
　それでは報告案件に入ります。
　日程第５、報告第８０号農地法第３条の３第１項の規定による届出についてを上程いたします。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局
　報告第８０号農地法第３条の３第１項の規定による届出につきまして、新庄地区１番から萩野地区４番までの８件につきまして、議案書に基づきご報告いたします。
（議案書を朗読し、報告内容を説明）

○議長
　はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第８０号農地法第３条の３第１項の規定による届出について、質疑ございませんか。

＜質疑なしというものあり＞

○議長
　質疑なしと認めます。よって、報告第８０号農地法第３条の３第１項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

○議長
　次に日程第６、報告第８１号農地法第１８条第６項の規定による通知についてを上程します。事務局より朗読と説明をお願いいたします。

○事務局
　報告第８１号農地法第１８条第６項の規定による通知につきまして、新庄地区１件ございます。議案書に基づきご報告いたします。
（議案書を朗読し、報告内容を説明）

○議長
　はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第８１号農地法第１８条第６項の規定による通知について、質疑ございませんか。

＜質疑なしというものあり＞

○議長
　質疑なしと認めます。よって、報告第８１号農地法第１８条第６項の規定による通知については、原案の通り可決承認されました。

○議長
　次に日程第７、報告第８２号農業振興地域整備計画の変更についてを上程します。事務局より朗読と説明をお願いいたします。

○事務局
　報告第８２号農業振興地域整備計画の変更につきまして、萩野地区１件ございます。議案書に基づきご報告いたします。
　（議案書を朗読し、報告内容を説明）

○議長
　はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第８２号農業振興地域整備計画の変更について、質疑ございませんか。

＜質疑なしというものあり＞

○議長
　質疑なしと認めます。よって、報告第８２号農業振興地域整備計画の変更については、原案の通り可決承認されました。

○議長
　次に日程第８、報告第８３号地目変更登記に係る法務局からの照会についてを上程します。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局
　報告第８３号地目変更登記に係る法務局からの照会について、稲舟地区１件、八向地区１件の合計２件につきまして、議案書に基づきご報告申し上げます。
　（議案書を朗読し、報告内容を説明）

○議長
　はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第８３号地目変更登記に係る法務局からの照会について、質疑ございませんか。

＜質疑なしというものあり＞

○議長
　質疑なしと認めます。よって、報告第８３号地目変更登記に係る法務局からの照会については、原案の通り可決承認されました。

　以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。
　これにて、新庄市農業委員会第２７回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第１８条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和元年８月２７日

新庄市農業委員会

議事録署名委員　　笹　　行 也

議事録署名委員　　鶴巻　浩美